

第23期第1回福島海区漁業調整委員会議事録

I 日 時：令和7年4月15日（火） 13：00～

II 場 所：福島県庁本庁舎2階 第一特別委員会室
（福島市杉妻町2-16）

III 次 第

- 1 開会
- 2 知事挨拶
- 3 委員紹介
- 4 仮議長選出
- 5 議事録署名人選出
- 6 議 題

（1）議案

議案第1号 会長、会長代理の互選について

議案第2号 福島海区漁業調整委員会運営規程に基づく小委員会の設置について

議案第3号 沖合たこかご漁業の許可の有効期間の短縮について（諮問・答申）

議案第4号 沖合たこかご漁業の許可に係る制限措置の内容、申請すべき期間及び許可の基準について（諮問・答申）

（2）報告事項

ア 令和7年度福島海区漁業調整委員会の行事予定について

- 7 閉会

IV 委員の定数 15名

V 出席者

1 委 員（13名）

今泉 浩一	委員	狩野 一男	委員	今野 智光	委員
平 仁一	委員	永瀬 哲浩	委員	久田 要一	委員
森田 政利	委員	吉田 康男	委員	鈴木 哲二	委員

鈴木 由美子 委員 宮崎 奈穂 委員
渡邊 千夏子 委員 氏居 俊夫 委員

2 知事部局及び海区漁業調整委員会事務局

所属及び職名	氏名
農林水産部長	沖野 浩之
水産課長（併）海区事務局長	平田 豊彦
水産課主査	平川 直人
水産課主査	寺本 航
水産事務所長	佐久間 徹
水産事務所主任主査	實松 敦之
水産海洋研究センター所長	山廻邊 昭文
水産資源研究所長	後藤 勝彌
海区事務局 主幹（総務担当）	菅野 学
〃 次長（業務担当）	佐藤 太津真
〃 副主査	酒井 理沙
〃 主事	渡部 もも
〃 主事	佐藤 琴美
〃 主事	新妻 樹
〃 主事	金子 正子

1 開会 (13:00～)

司会 (菅野主幹)	<p>本日は、お忙しい中御出席いただきまして、誠にありがとうございます。本日の司会進行を務めさせていただきます水産課の菅野と申します。</p> <p>ただ今より、第23期第1回福島海区漁業調整委員会を開会いたします。</p> <p>なお、本日の委員会ではありますが、漁業法施行令第25条に基づき、会長及び職務代理者がともに互選されていないため、知事が招集するものでございます。</p> <p>本日の委員の出席状況であります。委員15名のうち13名の御出席をいただいておりますので、過半数の出席を条件とする漁業法第145条第1項の規定を満たしており、会議が成立しておりますことを御報告いたします。</p>
-----------	---

2 知事挨拶

司会	<p>はじめに、開会にあたりまして知事より御挨拶を申し上げます。</p>
沖野農林水産部長	<p>福島県農林水産部長の沖野と申します。本日、内堀知事が公務により出席できないため、挨拶を預かってまいりましたので代読いたします。</p> <p>第23期第1回福島海区漁業調整委員会を開催するに当たり、御挨拶を申し上げます。</p> <p>皆様には、日頃より本県の海面漁業の振興と地域の発展のため、多大な御尽力をいただき深く感謝を申し上げます。</p> <p>このたび、第23期委員に就任いただきました皆様には、今後4年間にわたり、漁場計画の作成や漁業権の免許審査など、本県漁業の適切な管理にお力添えを賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>さて、東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故から14年が経過しました。令和3年の4月から始まった沿岸漁業の本格操業に向けた取組も今年で5年目を迎え、さらなる漁獲量、流通量の拡大が期待されるところです。</p> <p>一方で、本県沖の海面水温は約50年でおおよそ2度上昇しており、長期的な水温変動により、魚種の変化や漁獲時期のずれが生じるなど漁業への影響が見られております。</p> <p>こうした状況のなか、水産資源の適切な管理や漁場環境の整備が求められており、漁業調整が果たす役割がますます重要なものとなっております。</p> <p>委員の皆様におかれましては、豊かな経験と優れた見識により、適切かつ公平な漁場の管理、調整に努めていただくとともに、漁業者の皆様が着実に操業拡大を進め、消費者の皆様には福島のおいしい水産物を安定的に供給していけるよう、御指導、御支援を</p>

	<p>賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>結びに、委員の皆様の御活躍と御健勝を心から祈念申し上げ、挨拶といたします。</p> <p>令和7年4月15日 福島県知事 内堀雅雄 代読</p> <p>本日はよろしく願いいたします。</p>
--	--

3 委員紹介

司会	<p>本日は、第23期第1回目の委員会でございますので、ここで委員の皆様方を本日お配りした委員名簿により御紹介申し上げます。</p> <p>はじめに、漁業者委員の皆様を御紹介いたします。</p> <p>今泉浩一委員です。</p>
今泉委員	今泉です。よろしく願いいたします。
司会	狩野一男委員です。
狩野委員	狩野です。よろしく願いいたします。
司会	今野智光委員です。
今野委員	今野です。よろしく願いいたします。
司会	平仁一委員です。
平委員	平です。よろしく願いいたします。
司会	永瀬哲浩委員です。
永瀬委員	永瀬です。よろしく願いいたします。
司会	久田要一委員です。
久田委員	久田です。よろしく願いいたします。
司会	森田政利委員です。
森田委員	森田です。よろしく願いいたします。
司会	吉田康男委員です。
吉田委員	吉田です。よろしく願いいたします。
司会	<p>なお、漁業者委員の渡邊登委員は本日御欠席となっております。</p> <p>次に、学識経験者の皆様を御紹介いたします。</p> <p>鈴木哲二委員です。</p>
鈴木哲二委員	鈴木です。よろしく願いいたします。
司会	鈴木由美子委員です。
鈴木由美子委員	鈴木です。よろしく願いいたします。
司会	宮崎奈穂委員です。
宮崎委員	宮崎です。よろしく願いいたします。
司会	渡邊千夏子委員です。
渡邊委員	渡邊です。よろしく願いいたします。
司会	<p>続きまして、中立委員を御紹介いたします。</p> <p>氏居俊夫委員です。</p>

氏居委員	氏居です。よろしくお願いいたします。
司会	<p>なお、中立委員の宮下朋子委員は本日御欠席となっております。</p> <p>続きまして、知事部局と海区漁業調整委員会事務局の職員を紹介いたします。</p> <p>沖野浩之農林水産部長です。</p>
沖野農林水産部長	沖野です。よろしくお願いいたします。
司会	平田豊彦水産課長です。なお、平田水産課長は海区漁業調整委員会事務局長でございます。
平田水産課長	平田です。よろしくお願いいたします。
司会	佐久間徹水産事務所長です。
佐久間水産事務所長	佐久間です。よろしくお願いいたします。
司会	山廻邊昭文水産海洋研究センター所長です。
山廻邊水産海洋研究センター所長	山廻邊です。よろしくお願いいたします。
司会	後藤勝彌水産資源研究所長です。
後藤水産資源研究所長	後藤です。よろしくお願いいたします。
司会	水産課、平川直人主査です。
平川主査	平川です。よろしくお願いいたします。
司会	水産事務所、實松敦之主任主査です。
實松主任主査	實松です。よろしくお願いいたします。
司会	水産課、寺本航主査です。
寺本主査	寺本です。よろしくお願いいたします。
司会	<p>以上が知事部局の職員です。</p> <p>続いて、海区漁業調整委員会事務局の職員を紹介いたします。</p> <p>総務担当主幹の私、菅野学でございます。よろしくお願いいたします。</p> <p>佐藤太津真海区漁業調整委員会事務局業務担当次長です。</p>
事務局（佐藤太津真次長）	佐藤です。よろしくお願いいたします。
司会	酒井理沙副主査です。

事務局（酒井副主査）	酒井です。よろしくお願いいたします。
司会	渡部もも主事です。
事務局（渡部主事）	渡部です。よろしくお願いいたします。
司会	佐藤琴美主事です。
事務局（佐藤琴美主事）	佐藤です。よろしくお願いいたします。
司会	新妻樹主事です。
事務局（新妻主事）	新妻です。よろしくお願いいたします。
司会	金子正子主事です。
事務局（金子主事）	金子です。よろしくお願いいたします。
司会	<p>以上で職員の紹介を終わります。</p> <p>議事に入る前に、各委員の席順についてお諮りいたします。ただ今の席順は、便宜上、議長席より漁業者委員、学識経験委員、中立委員の順で五十音順に配置したものでございます。</p> <p>本日を含め、今後の委員会の席順についてお諮りしますが、これから互選されます会長の席は議長席に、会長代理の席を議長席から見て右側の最前列に置き、それ以外は現在の順番でよろしいでしょうか。</p>
各委員	（「異議なし」との声あり）
司会	<p>異議なしとの御意見をいただきましたので、席順につきましては任期中、本日欠席されている渡邊登委員、宮下委員の席を加え、会長代理の席を議長席から見て右側の最前列に置き、それ以外は現在の順番のとおりとさせていただきます。</p> <p>ここで、沖野農林水産部長は公務のため退席させていただきます。</p>

4 仮議長の選出

司会	<p>これより議事に入ります。</p> <p>議長につきましては、福島海区漁業調整委員会運営規程第3条第1項により会長が務めることとなっておりますが、会長はまだ選任されておられません。</p> <p>従いまして、会長が選出されるまでの間、平田水産課長を仮議長として議事を進めたいと存じますが、いかがでしょうか。</p>
各委員	（「異議なし」との声あり）
司会	ありがとうございます。それでは、平田水産課長に仮議長をお願いいたします。
仮議長（平	それでは、議長が決まるまでの間、仮議長を務めさせていただきます。

田水産課長)	きますのでよろしくお願ひいたします。
--------	--------------------

5 議事録署名人の選出

仮議長	議事に先立ちまして、議事録署名人についてお諮りをいたします。仮議長から指名してよろしいでしょうか。
各委員	(「異議なし」との声あり)
仮議長	今泉委員と狩野委員にお願ひいたします。
両委員	(「はい」)

6 議題

(1) 議案

議案第1号 会長、会長代理の互選について

仮議長	<p>それでは、議事に入ります。</p> <p>まず、議案第1号「会長、会長代理の互選について」を議題といたします。</p> <p>漁業法第137条第2項に基づき、海区漁業調整委員会に会長を置き、委員が会長を互選することとなっております。また、同法施行令第13条第2項の規定に基づき、あらかじめ委員が互選した者が会長の職務を代理することとなっております。</p> <p>このため、会長及び会長代理の互選の方法についてお諮りをしたいと思います。これまでの慣例ですと、5名の選考委員をこの場で選びまして、会長及び会長代理の推薦を行っていただくということにしておりましたが、皆様から御意見を賜りたいと思います。</p>
永瀬委員	これまでどおり、選考委員を選んで推薦する方法で良いと思います。
仮議長	永瀬委員から、これまでどおり選考委員を選んで推薦する方法でよいかと発言がありましたが、皆さんよろしいでしょうか。
各委員	(「異議なし」との声あり)
仮議長	それでは、5名の選考委員で推薦していただき、その後本日御出席の委員の皆様の了承により決定をいたします。選考委員の指名については、いかがいたしましょうか。
永瀬委員	仮議長一任で良いと思います。
仮議長	仮議長一任との御意見がございますので、私から選考委員を指名させていただいてよろしいでしょうか。
各委員	(「異議なし」との声あり)
仮議長	<p>それでは、選考委員につきましては、漁業者委員の中から平委員、永瀬委員、森田委員、学識経験委員から渡邊千夏子委員、中立委員から氏居委員、以上5名にお願ひいたします。</p> <p>選考委員の5名の方は、別室で御協議をお願ひいたします。</p>

	<p>なお、立会人として海区事務局の佐藤次長を立ち会わせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。</p> <p>選考の間、暫時休議といたします。</p>
— 休 議 —	
仮議長	<p>それでは再開いたします。</p> <p>選考委員の代表の方から選考結果を御報告願います。</p>
渡邊千夏子 委員	<p>それでは、選考委員会の結果を発表させていただきます。</p> <p>会長には今野智光委員、会長代理には鈴木哲二委員が選考されました。</p>
仮議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただ今、会長に今野智光委員、会長代理には鈴木哲二委員との御報告がございましたが、そのとおり決定してよろしいでしょうか。</p>
各委員	(「異議なし」との声あり)
仮議長	<p>それでは、会長に今野智光委員、会長代理に鈴木哲二委員と決定いたしましたので、よろしくお願いいたします。</p> <p>会長が決まりましたので、仮議長の任を終わらせていただきます。御協力ありがとうございました。</p>
司会	<p>今野智光会長は、議長席へ御移動をお願いいたします。</p> <p>なお、会長と事務局で議事進行について打合せを行いたいと思っておりますので、しばらくお待ちください。</p> <p>なお、冒頭に議長席と会長代理席について説明させていただきましたが、今回会長代理につきましてはそのままの席でお願いいたします。次回からは議長、会長代理の席でお願いいたします。</p> <p>それでは、今野智光会長に就任の御挨拶をお願いいたします。</p>
今野会長	<p>ただ今、福島海区漁業調整委員会の会長に御推薦いただきました今野でございます。</p> <p>皆様御承知のとおり、福島の沿岸漁業は令和3年3月に試験操業が終了し、本格操業への移行期となっておりますが、完全な漁業再開には至っていない状況にあります。また、海水温の長期的な上昇等による海洋環境の変化も見られ、資源管理の重要性も高まっています。</p> <p>こうした課題の解決において漁業調整の果たす役割は大きく、海区漁業調整委員会としても重要な役割を担うこととなります。委員会としての役割をしっかりと果たせるよう、皆様方の御支援と御協力をよろしくお願い申し上げます。</p> <p>簡単でございますが、就任の挨拶といたします。</p>
司会	<p>ありがとうございました。これからの議事につきましては、福</p>

	島海区漁業調整委員会運営規程第3条第1項に基づき、会長に議長をお願いいたします。
議案第2号 福島海区漁業調整委員会運営規程に基づく小委員会の設置について	
議長	それでは、議案第2号「福島海区漁業調整委員会運営規程に基づく小委員会の設置について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。
事務局（佐藤太津真次長）	<p>はい、議長。 事務局の佐藤です。 議案第2号「福島海区漁業調整委員会運営規程に基づく小委員会の設置について」を御説明いたします。 資料の4ページをお開き下さい。</p> <p>これまで、福島海区漁業調整委員会には、隣県との入会漁業の調整を円滑に処理するために、茨城入会漁業調整小委員会及び宮城入会漁業調整小委員会が設置されてきましたので、第23期においても設置を提案するものでございます。</p> <p>この小委員会は、福島海区漁業調整委員会運営規程第8条第1項の規定に基づき設置するもので、同条第2項の規定に基づき会長が委員会の同意を得て指名する委員で組織され、さらに同条第3項の規定に基づき、委員の互選により委員長及び委員長代理を置くこととなります。</p> <p>設置する小委員会の名称は、これまでと同じく茨城入会漁業調整小委員会及び宮城入会漁業調整小委員会とし、付託事項は茨城県、宮城県との入会漁業の調整に関する事項でございます。</p> <p>小委員会の任期は、第23期の期間中となります。</p> <p>その他としまして、両県海区との協議会等に関するものは会長が主催します。なお、茨城海区とは茨城・福島連合海区協議会を3年毎に開催しており、今回は令和9年度に開催予定となっております。</p> <p>宮城海区とは、調整問題に触れない条件で、宮城・福島両県海区漁業調整委員交流会を平成14年に再開し、その後毎年開催されてきましたが、直近では令和2年1月20日に福島市で開催されて以降、令和2～4年度は新型コロナの感染拡大により延期、令和5、6年度は日程の調整が付かず中止となっております。</p> <p>令和7年度の開催について、宮城海区開催で実施する予定となっております。当番県である宮城海区漁業調整委員会事務局と調整していく予定となっております。</p> <p>小委員会の委員選任案については次の5ページをご覧ください。 本来であれば会長、会長代理と相談した上で選任案を諮る必要があるのですが、先ほどまで会長、会長代理が決まっておられませんでしたので、これまでの選任方針、つまり、基本的には委員の</p>

	<p>居住地に応じて、いわき地区又はこの近隣であれば茨城入会に、相双地区又はこの近隣であれば宮城入会に所属していただき、茨城入会に関しては宮城入会の実務者にも所属していただく。また、会長には両方の小委員会に所属していただくという方針に従い、事務局で作成した案でございます。</p> <p>なお、表の下欄には会長枠と記載しておりますが、ただ今、今野委員が会長に選任されましたので、それぞれの小委員会の会長枠はなしとなります。</p> <p>したがって、茨城入会の委員案は今泉委員、狩野委員、今野委員、永瀬委員、吉田委員、渡邊登委員、宮崎委員、鈴木由美子委員、鈴木哲二委員、宮下委員の10名、宮城入会については、狩野委員、今野委員、平委員、久田委員、森田委員、渡邊登委員、鈴木哲二委員、渡邊千夏子委員、氏居委員の9名という案でございます。</p> <p>議案第2号「福島海区漁業調整委員会運営規程に基づく小委員会の設置について」の説明は以上になります。</p>
議長	<p>続きまして、知事部局から「入会漁業の概要について」説明をお願いします。</p>
寺本主査	<p>はい、議長。</p> <p>水産課の寺本です。</p> <p>「入会漁業の概要について」御説明申し上げます。</p> <p>資料の6ページを御覧ください。</p> <p>本県と茨城県、宮城県との間には、漁業者等が協定等を締結し、知事が許可する漁業について入会を実施しておりました。</p> <p>震災後は、本県の沿岸漁業は操業を自粛しておりましたので、茨城県、宮城県と入会の操業実態はございませんでしたが、令和3年3月末をもって試験操業が終了したことから、入会について隣県と協議を開始することとなっております。</p> <p>当該漁業の再開については、引き続き、小委員会が重要な役割を担っていただくこととなります。</p> <p>これまでの両県との入会状況について御説明いたします。</p> <p>まず、1の茨城県との入会については、震災以降も両県の協議が継続され、令和元年7月に中型まき網漁業等7つの漁業で相互入会が合意され、相手県で操業できる許可も有しております。</p> <p>しかし、これまでは本県の沿岸漁業は操業を自粛していたため、許可はなされておりますが相互入会の実態はございませんでした。</p> <p>次に、2の宮城県との入会について御説明します。茨城県との入会とは異なり、福島県から宮城県への一方的な入漁で、宮城県から福島県の漁場を利用する漁船はございませんでした。</p> <p>(1)の仙台湾での固定式刺し網漁業について、相馬双葉漁業協同組合が宮城県の漁業者団体と入漁協定を締結いたしまして、</p>

	<p>その協定に基づき操業しておりました。</p> <p>8ページをお開きください。</p> <p>真ん中に三角形の網掛けの水域がありますが、この水域で福島県の船が固定式刺し網漁業の操業を行っておりました。震災以前、本県から宮城県に対して操業区域の拡大、許可隻数の増大を要望しておりましたが、進展がない状態が続いております。</p> <p>6ページにお戻りください。</p> <p>(2)の「流し網」、「はえなわ」、「はもどう」漁業については、宮城海区漁業調整委員会指示による届出漁業となっておりますが、本県漁業者は無届けで操業しておりました。</p> <p>しかし、固定式刺し網漁業の知事許可漁業への移行に伴いまして、操業実態、実績を明らかにするため平成13年度から届出書を提出しておりますが、仙台湾での固定式刺し網漁業の円滑な操業に支障があるとの理由で、全て返送されているという状況でございます。</p> <p>なお、平成23年以降は原発事故の操業自粛に合わせ、届出は行っておりません。</p> <p>以上のように、茨城県とは相互入会ですので協議も比較的スムーズに進み、震災後も操業実態はございませんが許可を発出しております。</p> <p>しかし、宮城県仙台湾の入会につきましては、福島県からの一方的な入会でしたので操業区域の拡大、許可隻数の増加等について、福島県側の要望が受け入れられない状況が続いております。</p> <p>入会については、漁業者間の調整・協定が前提ではございますが、今後の協議状況を注視しながら県、海区委員会ともそれぞれの立場で茨城、宮城入会の支援をしてまいりたいと思っております。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議長	ただ今の事務局、知事部局からの説明に対して、御質疑はありますか。
各委員	(質疑なし)
議長	質疑がないようですので、採択に移りたいと思っておりますがよろしいですか。まずは、小委員会の設置について採決に移りたいと思っておりますが、よろしいですか。
各委員	(「はい」との声あり)
議長	議案第2号のうち「小委員会の設置について」、御賛成の委員の挙手を求めます。
各委員	(挙手総員)
議長	<p>全員賛成ですので「小委員会委員」は資料5ページのとおり決定いたします。</p> <p>それでは、各小委員会に分かれて委員長とその代理を決めていただきたいと思いますので、ここで暫時休議といたします。</p>

－ 暫時休議 －

議 長	それでは再開いたします。 各小委員会の代表から委員長、委員長代理の報告をお願いします。 では、茨城入会からお願いします。
狩野委員	茨城は、委員長を今泉浩一委員に、委員長代理を永瀬哲浩委員に決定しました。
議 長	次に、宮城入会についてお願いします。
平委員	宮城は、委員長を今野智光会長に、委員長代理を渡邊登委員に決定しました。
議 長	それでは、茨城入会漁業調整小委員会は、委員長が今泉委員、委員長代理が永瀬委員、宮城入会漁業調整小委員会は、委員長が今野、委員長代理が渡邊登委員に決定しましたので、よろしくお願いいたします。

議案第 3 号 沖合たこかご漁業の許可の有効期間の短縮について
(諮問・答申)

議 長	議案第 3 号「沖合たこかご漁業の許可の有効期間の短縮について (諮問・答申)」を議題といたします。 知事から諮問されておりますので、詳細については知事部局から説明をお願いします。
平田課長	はい、議長。 水産課の平田です。 議案第 3 号「沖合たこかご漁業の許可の有効期間の短縮について」を御説明いたします。 資料 9 ページをお開きください。 令和 7 年 3 月 2 4 日付け 6 生流第 4 9 9 5 号で、知事から貴委員会へ諮問しております。 内容の詳細につきましては、担当から説明させますので、御審議をよろしくお願いいたします。
寺本主査	はい、議長。 水産課の寺本です。 議案第 3 号の内容について御説明いたします。 資料 1 0 ページを御覧ください。1 の概要を御覧ください。 今回の諮問の概要を御説明いたします。 知事許可漁業の許可の有効期間は、福島県漁業調整規則第 1 5 条第 1 項において 3 年と規定されておりますが、沖合たこかご漁業の許可の有効期間につきましては、同条第 2 項の規定に基づき、1 年に短縮したいと考えております。 短縮する理由につきましては、4 の短縮の理由を御覧ください。 沖合たこかご漁業で対象としているタコ類やツブ類は、底びき

	<p>網でも漁獲されており、資源を減少させる懸念があります。</p> <p>そのため、対象資源の動向を踏まえた弾力的な許可の発給を行うため、1年に短縮するものです。</p> <p>なお、短縮した場合の許可の有効期間は、10ページの中ほど、四角で囲われている部分のとおり、令和7年7月1日から令和8年6月30日までとなります。</p> <p>説明は以上でございます。御審議よろしく申し上げます。</p>
議長	ただ今の説明に対して、御質疑等はありませんか。
各委員	(質疑なし)
議長	質疑がないようですので、採決に移りたいと思いますがよろしいですか。
各委員	(「はい」との声あり)
議長	<p>それでは、採決いたします。</p> <p>令和7年3月24日付けで知事から諮問のありました「沖合たこかご漁業の許可の有効期間の短縮について」は「異議なし」で答申することについて、賛成の委員の皆様の挙手をお願いします。</p>
各委員	(挙手総員)
議長	全員賛成ですので「異議なし」として答申することに決定いたします。

議案第4号 沖合たこかご漁業の許可に係る制限措置の内容、申請すべき期間及び許可の基準について（諮問・答申）

議長	<p>議案第4号「沖合たこかご漁業の許可に係る制限措置の内容、申請すべき期間及び許可の基準について（諮問・答申）」を議題といたします。</p> <p>知事から諮問されておりますので、詳細については知事部局から説明をお願いします。</p>
平田課長	<p>はい、議長。</p> <p>水産課の平田です。</p> <p>議案第4号「沖合たこかご漁業の許可に係る制限措置の内容、申請すべき期間及び許可の基準について」を御説明いたします。</p> <p>資料11ページをお開きください。</p> <p>令和7年3月24日付け6生流第4997号で、知事から貴委員会へ諮問しております。</p> <p>内容の詳細につきましては、担当から説明させますので、御審議をよろしくお願いいたします。</p>
寺本主査	<p>はい、議長。</p> <p>水産課の寺本です。</p> <p>議案第4号の内容について御説明いたします。</p> <p>資料12ページをお開きください。1の概要を御覧ください。</p>

今回の諮問の概要を御説明いたします。

今回の諮問は、知事が沖合たこかご漁業の許可又は起業の認可をするため、漁業法及び福島県漁業調整規則の規定に基づき、制限措置の内容、申請期間、許可の基準を定めることから、貴委員会の意見を求めるものです。

なお、本件に係る説明において「許可又は起業の認可」を「許可等」と省略して御説明します。

資料中ほど、3の制限措置等及び許可の基準の必要性を御覧ください。

現在許可している沖合たこかご漁業は、令和7年6月30日で有効期間が満了します。

有効期間満了後の同年7月1日から許可等をするため、制限措置の内容及び許可等を申請すべき期間を定め、公示する必要があります。

また、制限措置で公示した許可等をすべき船舶の数又は漁業者の数を超える申請があった場合、許可等をする者を定めるための基準を定める必要があります。

資料の4、制限措置等及び許可の基準の内容の表を御覧ください。

表の左側の欄に記載している項目は、許可等をするに当たり、漁業法及び福島県漁業調整規則に基づき知事が定める事項です。それぞれの項目について、内容を御説明いたします。

項目の1番上の「漁業種類」は、沖合たこかご漁業であります。

項目の上から2番目「許可等をすべき船舶の数」について、御説明いたします。

表の下の米印を御覧ください。

許可等をすべき船舶の数は、操業の実態や資源状況を勘案して判断すべきものではありませんが、本県においては操業拡大に向け取り組んでいるところであり、そのような実態においては、資源状況が評価しにくい状況であることから、震災前の許可数を上限とし、漁業協同組合への照会を参考に設定しております。

漁業協同組合へ照会した結果を踏まえ、許可等をすべき船舶の数は19隻としております。

震災前の許可数が40隻でしたので、今回設定した数は震災前の許可数を下回っております。

3番目以降の「船舶の総トン数」、「推進機関の馬力数」、「操業区域」、「漁業時期」、「漁業を営む者の資格」については、沖合たこかご漁業の許可等に関する取扱方針のとおりとして、現在の許可と同じ内容で設定いたします。

以上が制限措置の内容です。

引き続きまして、表の下から2番目「許可等を申請すべき期間」は、ひと月の申請期間を設け、令和7年5月9日から同年6月9

	<p>日までとする予定です。</p> <p>最後に表の一番下「許可の基準」については、沿岸漁業の経営安定の観点から、現に知事許可漁業の許可を受けている者を優先し順位付けを行い、許可等をする者を定めることといたします。</p> <p>これを踏まえ、制限措置等について県報において告示する案を資料14ページから15ページにお示ししております。</p> <p>また、許可の基準の案を16ページにお示ししております。</p> <p>資料が前後しますが、13ページをお開きください。</p> <p>経過と今後の予定について御説明します。</p> <p>今回お示した制限措置の案については、水産課のホームページにおいて公表し、令和7年2月6日から同年3月6日まで意見を聴取しました。その結果、意見の提出はありませんでした。</p> <p>なお、施行までの間、文書法規上の軽微な字句修正があった場合は、県に一任いただきたいと思います。</p> <p>説明は以上でございます。御審議よろしく申し上げます。</p>
議長	ただ今の説明に対して、御質疑等はありませんか。
平委員	よろしいでしょうか。
議長	はい、平委員。
平委員	年度途中に隻数は増えたり減ったりするのでしょうか。
寺本主査	<p>はい、議長。</p> <p>水産課の寺本です。</p> <p>各漁業協同組合の要望に基づいて許可するものなので、年度途中に増えたり減ったりはしません。昨年度の許可等をすべき船舶の数は23隻で、22隻許可をしましたが、今年度の許可等をすべき船舶の数は19隻としておりますので、要望に応じた隻数になっていると思います。</p>
平田課長	<p>はい、議長。</p> <p>水産課の平田です。今の説明に補足しますと、知事許可漁業の場合、毎年申請期間が決まっており、その時期において漁業協同組合に要望調査を行い、過去の許可隻数を上限とした形での許可を出しております。</p> <p>年度途中に隻数が変わることはなく、知事許可全般で同様の対応となっております。</p>
平委員	分かりました。ありがとうございます。
議長	そのほか御質疑等はありませんか。
各委員	(質疑なし)
議長	質疑がないようですので、採決に移りたいと思いますがよろしいですか。
各委員	(「はい」との声あり)

議 長	<p>それでは、採決いたします。</p> <p>令和7年3月24日付けで知事から諮問のありました「沖合たこご漁業の許可に係る制限措置の内容、申請すべき期間及び許可の基準について」は「異議なし」で答申することについて、賛成の委員の皆様の挙手をお願いします。</p>
各委員	(挙手総員)
議 長	<p>全員賛成ですので「異議なし」として答申することに決定いたします。</p>

(2) 報告

報告事項ア 令和7年度福島海区漁業調整委員会の行事予定について

議 長	<p>続きまして、議題（2）報告事項に移ります。</p> <p>報告事項ア「令和7年度福島海区漁業調整委員会の行事予定について」を事務局から説明願います。</p>
事務局（佐藤太津真次長）	<p>はい、議長。</p> <p>事務局の佐藤です。</p> <p>報告事項ア「令和7年度福島海区漁業調整委員会の行事予定について」を御説明いたします。</p> <p>資料の17ページをお開きください。</p> <p>今年度の主な行事予定をお示ししております。</p> <p>各行事の前の記号については、一番下に記載のとおり、白抜き□が海区漁業調整委員会関連、白抜き○が入会漁業調整関連、黒の◆が全国海区漁業調整委員会連合会関連、黒の▲が太平洋広域漁業調整委員会関連となっております。</p> <p>それでは、委員の皆様に関連する行事を4月から順を追って御説明します。</p> <p>4月は、本日の第1回福島海区漁業調整委員会です。</p> <p>5月は、12日から13日の日程で全国海区漁業調整委員会連合会通常総会及び理事会が山口県山口市で予定されております。</p> <p>本県は、この総会まで本連合会の会長県でございますので、開催担当の山口県と連携し会議を開催してまいります。今野会長以下、事務局職員5名で対応いたします。</p> <p>6月は、第2回の海区漁業調整委員会をいわき市で予定しております。議題は現在のところ、記載の7議案の予定でございます。</p> <p>また、全国海区漁業調整委員会連合会の事務局長会議が秋田県で予定されており、事務局長が出席予定でございます。</p> <p>次に「未定」としてありますが、宮城・福島両県海区漁業調整委員交流会を予定しており、今年については、これから宮城海区と時期等も含めて調整いたしますので仮の予定です。</p> <p>11月は、太平洋広域漁業調整委員会が東京都内で予定されており、次回の海区委員会で互選される委員の出席をお願いしま</p>

	<p>す。</p> <p>また、11月から12月に第3回の海区委員会を相馬市で予定しております。議題は記載の4議案を予定しております。</p> <p>2月は、第4回の海区漁業調整委員会を福島市といわき市にサテライト会場を設けて、2会場で予定しております。議題は記載のとおり4議案の予定です。</p> <p>また、太平洋広域漁業調整委員会・太平洋北部会が東京都で開催予定となっております。</p> <p>なお、海区漁業調整委員会については、現在のところ年4回の開催予定ですが、場合によっては開催時期、回数、議題の変更、追加がございますので、その都度委員の皆様にお知らせし、調整いたしますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>以上で、報告事項ア「令和7年度福島海区漁業調整委員会の行事予定について」の説明を終わります。</p>
議長	ただ今の説明に対して、御質疑等はありませんか。
議長	よろしいでしょうか。2月の海区委員会は福島市の予定ですが、雪は大丈夫でしょうか。
事務局（佐藤太津真次長）	<p>はい、議長。</p> <p>事務局の佐藤です。</p> <p>昨年度2月に開催した海区委員会は大雪だったため、急遽いわき市にサテライト会場を設けさせていただきました。</p> <p>2月は議会と重なるため、どうしても福島市で開催しないといけない事情があります。大雪の可能性があるので、いわき市にサテライト会場を設置する予定になっています。</p>
議長	相馬市にサテライト会場は設置するのでしょうか。
事務局（佐藤太津真次長）	今のところ、考えておりません。
議長	分かりました。 そのほか御質疑等はありませんか。
各委員	(質疑なし)
議長	質疑がないようですので、ただ今の報告につきましては、御承知願います。
7 閉会	
議長	これで予定された議題について、すべて終了いたしました。 これをもちまして、第23期第1回福島海区漁業調整委員会を閉会いたします。皆様、お疲れ様でした。

令和7年4月15日

以上、議事録と相違ないことを証するため署名・押印しました。

会 長 : 今野 智光



議事録署名人 : 今泉 浩一



議事録署名人 :

狩野 一男

